

## 市民後見推進事業の概要

市区町名	泉佐野市
------	------

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施					
委託先及び委託内容	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">全部委託</td> <td style="padding: 0 10px;">・</td> <td style="padding: 0 10px;">一部委託</td> <td style="padding: 0 10px;">・</td> <td>委託なし</td> </tr> </table>	全部委託	・	一部委託	・	委託なし
	全部委託	・	一部委託	・	委託なし	
<p>委託先名：社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（大阪後見支援センター）</p> <p>委託内容：市民後見人養成研修の実施</p>						
事業内容	<p>●基礎講習                  (目的)                  成年後見制度や後見人の職務、対象者等について基礎的な理念・知識について学び、実務講習への基礎を固めること。                  ( 26 年度の実績)                  12 名が受講</p> <p>●実務講習（施設実習を含む）                  (目的)                  市民後見人を目指して登録をしていただく前に、講義と演習を通じて市民後見人として必要な知識や技術を習得し、市民後見活動に関する理解を深めること。                  ( 26 年度の実績)                  9 名が受講。</p>					
事業スケジュール (予定を含む)	<p>平成 26 年 6 月～7 月 オリエンテーションの開催（参加者：23 名）</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                 ① 豊中市内(6/16) ②高槻市内(6/20) ③羽曳野市内(6/26) ④岸和田市内(6/28) ⑤東大阪市内(6/28) ⑥大阪市内(7/5)             </div> <p>7 月 24 日 第 1 回選考委員会</p> <p>8 月 2 日 基礎講習 (①8/2 ②8/23 ③9/6 ④10/4) (大阪市内会場)                  " (①8/2 ②8/19 ③9/6 ④9/27) (岸和田市内会場)</p> <p>9 月 27 日 第 2 回選考委員会 (岸和田市内会場)</p> <p>10 月 4 日 " (大阪市内会場)</p> <p>11 月 8 日 実務講習開始 受講者 9 名</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                 ①11/ 8 ②11/15 ③12/6 ④1/17                  ⑤1/31 ⑥2/14 ⑦2/28 ⑧3/7             </div> <p>3 月 7 日 第 3 回選考委員会 (大阪市内会場)</p>					
備考	添付資料					

## 市民後見推進事業の概要

市区町名	泉佐野市
------	------

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（大阪後見支援センター）</p> <p>委託内容：市民後見人活動支援体制の構築</p>
事業内容	<p>●受任調整会議・企画会議の開催</p> <p>(目的)</p> <p>家裁から推薦依頼を受けた被後見人（候補者）に対して、適切な市民後見人（候補者）をバンク登録者の中から推薦できるよう、専門職の意見をふまえて会議で調整する。</p> <p>市民後見推進事業全体の企画、進捗状況について検討する。</p> <p>(実績)</p> <p>○受任調整会議</p> <p style="padding-left: 20px;">・ 11 回開催 (①4/24 ②5/22 ③6/24 ④7/24 ⑤8/19(臨時) ⑥8/29 ⑦9/25 ⑧10/23 ⑨11/27 ⑩12/24 ⑪1/22)</p> <p style="padding-left: 20px;">泉佐野市では H26 年度の市民後見人の推薦はなし</p> <p>○企画会議</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 26 年度及び平成 27 年度の事業実施についての企画・検討を行なった。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	受任調整会議・企画会議は、毎月第 4 木曜日に開催
備考	添付資料

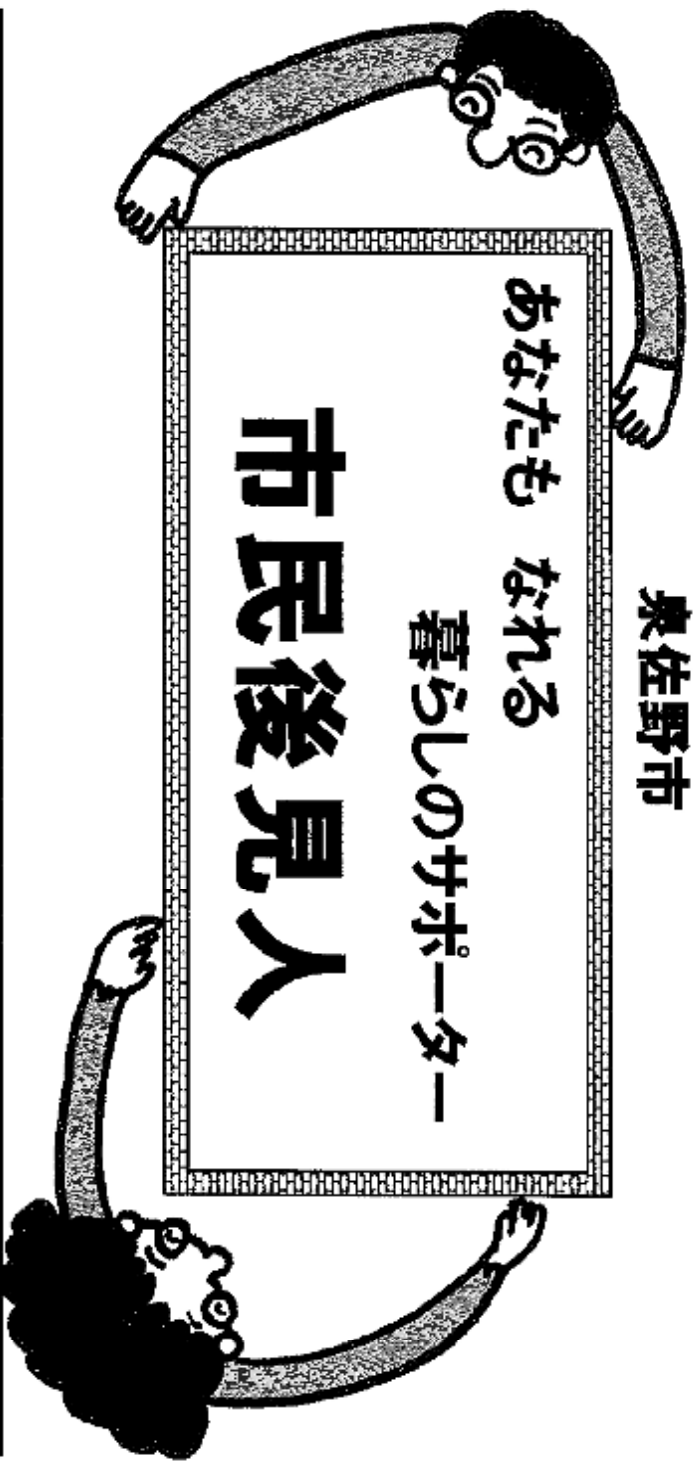
## 市民後見推進事業の概要

市区町名	泉佐野市
------	------

事業区分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業																								
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（大阪後見支援センター）</p> <p>委託内容：市民後見人養成オリエンテーション 市民後見推進事業啓発</p>																								
事業内容	<p>域内の住民に対し、市民後見推進事業の普及・啓発を図るための広報活動を行った。</p> <p>(目的) 成年後見制度、市民後見人、権利擁護活動に関心のある市民をより多く参加いただき、以後の講座につなげる。</p> <p>(実績) ・平成 26 年 5 月 1 日、6 月 1 日発行の泉佐野市広報誌「広報いずみさの」に記事を掲載。発行部数 40,000 部 ・平成 26 年 5 月 1 日発行の泉佐野市社会福祉協議会広報誌「いずみさの社協だより」に記事を掲載。発行部数 30,300 部 ・市民後見人推進のチラシを各種関係機関へ設置依頼</p> <p>○オリエンテーションの参加者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日 程</th> <th>開 催 地</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26. 6. 16(月)</td> <td>豊中市内</td> <td>52 名</td> </tr> <tr> <td>H26. 6. 20(水)</td> <td>高槻市内</td> <td>31 名</td> </tr> <tr> <td>H26. 6. 26(金)</td> <td>羽曳野市内</td> <td>36 名</td> </tr> <tr> <td>H26. 6. 28(土)</td> <td>東大阪市内</td> <td>95 名</td> </tr> <tr> <td>H26. 6. 28(土)</td> <td>岸和田市内</td> <td>93 名</td> </tr> <tr> <td>H26. 7. 5(土)</td> <td>大阪市内</td> <td>32 名</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>6 か所</td> <td>339 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のうち、泉佐野市からの参加者は計 23 名。 ※オリエンテーションは大阪府社協において主催。</p>	日 程	開 催 地	参加者数	H26. 6. 16(月)	豊中市内	52 名	H26. 6. 20(水)	高槻市内	31 名	H26. 6. 26(金)	羽曳野市内	36 名	H26. 6. 28(土)	東大阪市内	95 名	H26. 6. 28(土)	岸和田市内	93 名	H26. 7. 5(土)	大阪市内	32 名	合 計	6 か所	339 名
日 程	開 催 地	参加者数																							
H26. 6. 16(月)	豊中市内	52 名																							
H26. 6. 20(水)	高槻市内	31 名																							
H26. 6. 26(金)	羽曳野市内	36 名																							
H26. 6. 28(土)	東大阪市内	95 名																							
H26. 6. 28(土)	岸和田市内	93 名																							
H26. 7. 5(土)	大阪市内	32 名																							
合 計	6 か所	339 名																							
事業スケジュール (予定を含む)	平成 27 年 3 月 21 日 市民後見人・成年後見制度啓発シンポジウム開催																								
備 考	添付資料・・・「広報いずみさの」5・6月号抜粋、周知啓発用チラシ																								







市民後見人って…

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの影響から、自らの福祉サービス利用契約や財産管理を行うことが困難な人を、消費者被害などで生活上に不利益を受けることなく、本人らしい生活ができるようサポートするための公的な制度です。

これまでの成年後見人は、親族、弁護士等の専門職がその職責を担ってきましたが、新たに市民後見人が加わり、権利擁護を推進することになりました。

市民後見人の役割は、専門職による後見人には期待できない「市民という専門性」を発揮しながら寄り添うことです。地域住民同士の支えあいによる報酬を前提としない新たな地域福祉活動として注目されています。

社会への恩返しのつもりで活動したいな

【どんな人がなれるの？】

大阪府社会福祉協議会が開催する「市民後見人養成講座」を受講後、「市民後見人バンク」への登録が必要になります。(年齢制限あり)  
⇒「詳しく知りたい!!」と思った方は、中のページの「オリエンテーション」に、ぜひ申込み＆ご参加ください。

【どんなことするの？】

サポートが必要な人に対して…

- 福祉や介護サービスなどの契約
- 公共料金の支払い
- 生活に必要な書類やお金の管理・手続き …などをおこないます。

やりがいがありそう!



## 「市民後見人」への道のり



①オリエンテーションに参加する。これを受けないと②

へは進めません。(オリエンテーションでの年齢制限はありません)

まずオリエンテ  
ーションに行っ  
て、知ってみる。

オリエンテーションへの  
申込みの詳細は コチラ

②大阪府 市民後見人養成講座を受講する。

(専門知識がなくてもOK!! ただし、サポートが必要な人に寄り添っていくために、満25歳～70歳未満の方が対象になります)

③大阪後見支援センターの市民後見人バンクに登録。

受任調整会議を経て、  
家庭裁判所が後見人に選任

市民後見人として活動開始!!



市民後見人ひとりだけで活動するのではなく、日々の活動について、権利擁護支援センターの専門職に相談できるので安心です。